

入 札 公 告

告 示 第 415 号
令和 8 年 9 月 15 日

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、三条市財務規則（平成17年規則第40号）第162条の規定により公告する。

三条市長 滝 沢 亮

記

1 入札に付す工事

- (1) 工 事 番 号 道改第13号
- (2) 工 事 名 市道西平線道路改良工事
- (3) 工 事 場 所 三条市笠堀地内
- (4) 工 事 期 間 95日間
- (5) 予 定 価 格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格要件

次の(1)から(7)までの資格要件を全て満たすこと。

- (1) 三条市建設工事入札参加資格者名簿（令和 7 年度・8 年度）に土木一式工事で登録されている者で、格付等級がDランクに該当する者
 - (2) 三条市内に本社、本店又は営業所を有する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による土木工事業の許可を受けている者。ただし営業所にあつては令和 7 年度に三条市制限付一般競争入札（土木一式工事）において同営業所での入札参加実績がある者。なお、この入札参加実績には特定共同企業体の構成員としての実績を含むが、東日本旅客鉄道株式会社の鉄道工事の施工に精通した者に限った建設工事に係る実績は含まないものとする。
 - (3) 公告日の前日において、三条市と平成 20 年 12 月 1 日、平成 28 年 8 月 1 日、平成 30 年 3 月 9 日又は令和 6 年 4 月 25 日に「災害時等における応急対策活動に関する協定」を締結した団体の構成員である者
 - (4) 建設業法第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者
 - (5) 本件工事に係る入札参加資格審査申請を行った日から本件工事の開札日までの間において、三条市長から指名停止措置を受けていない者
 - (6) 自社（個人である場合はその者）若しくは自社の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、三条市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない者
 - (7) 本件工事の入札に参加する他の者との間において次のいずれにも該当しない者
 - ア 資本関係
 - (ア)親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。以下同じ。）
 - (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ)一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合
 - ウ その他
- 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出

- (1) 受 付 期 間
入札参加資格申請書等の受付期間は令和 8 年 9 月 15 日（火）の午前 9 時から令和 8 年 9 月 18 日（金）の午後 4 時まで（ただし、電子入札システム休止時間を除く。）
- (2) 添付書類及び提出方法
配置予定技術者等確認書（三条市ホームページに掲載）及び「2 入札に参加する

者に必要な資格要件」において定める場合はその書類等を、電子入札システムを用いて提出すること。

4 参加資格の審査結果の通知

入札参加資格申請書を提出した者に、令和8年9月29日（火）の午前9時から午後4時までの間にそれぞれ電子入札システムにより通知する。

5 設計図書

新潟県入札情報サービスに掲載する。ただし、添付できないものは三条市ホームページ（電子入札ポータルサイト）に掲載する。

6 設計図書に関する質問

- (1) 受付期限 令和8年9月18日（金）午後4時まで
- (2) 受付場所 三条市総務部財務課統計・契約係
- (3) 受付方法 書面を持参又は電子メール(zaimu@city.sanjo.niigata.jp)で提出
- (4) 回答方法 令和8年9月29日（火）までに入札情報サービスに掲載する。

7 入札及び開札

- (1) 入札期間 令和8年9月30日（水）午前9時から令和8年10月1日（木）午後4時まで
- (2) 入札方法 電子入札システムを用いて入札すること。
- (3) 開札日時 令和8年10月2日（金）午前9時以降

8 入札保証金 免除する。

9 契約保証金 免除する。（ただし、請負金額が300万円以上の場合は免除しない。）

10 前金払 する。（ただし、請負金額が300万円未満の場合はしない。）

11 部分払 しない。

12 最低制限価格 設ける。

13 見積明細書 必要（未提出及び内容に不備がある場合は失格とする。）

14 入札回数 2回を限度とする。

15 入札の中止 入札中止又は延期の連絡については入札参加業者に通知する。

16 入札の辞退 入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合は電子入札システムから入札辞退申請を行うこと。

17 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

18 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

19 週休2日促進工事 対象とする。

20 その他

- (1) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (2) 前各項に定めるもののほか、三条市財務規則及び別記建設工事請負基準約款を準用する。また、入札に当たっては三条市財務規則の規定を遵守すること。